

令和2年度 滋賀県障害者施策推進協議会【概要】

- 1 開催日時：令和2年（2020年）8月26日（水）13：30～15：30
- 2 開催場所：県庁東館7階大会議室

【開会】

健康医療福祉部長 挨拶

【次期滋賀県障害者プランの策定に係る小委員会等の実施状況について】

資料1-1～1-3について事務局説明

委員：小委員会等が全部で16あるが書面でやったのは3つ。その理由は？

事務局：⑤意思疎通支援の充実等については、別に手話言語・情コミ条例検討小委員会が設置されており、そちらの意見で課題が出されているものと考えており、今回は書面で意見を照会した。

また、⑭スポーツ推進審議会は審議会でプランの説明をして書面で意見をいただいた。⑯共生社会づくり委員会については開催を予定していたがコロナの第2波で見合わせ、書面開催に切り替えた。

委員：東近江市の計画にも関わっている。障害児教育で個別の指導計画活用されていないとかかかっているが、学校の先生からは小中で親御さんが引き継いでとえば引き継がれるが、引き継がないとえば引き継がれないという。断られると高等学校では何の情報もないということが発生する場合がある。だれがイニシアティブをとって引き継ぐのか。大学への進学もそうで、先生が追いかけていかないと配慮がされない。最終的には就労時にも関わる課題。誰が引き継ぐのか。大きな課題だと感じた。

会長：個別の教育計画、活用されていない場合、活用されていない問題と引き継がれていないという問題。親御さんのものではなく、本人のためのものである。福祉の現場でも同じ課題がある。18歳までは教育の現場。以降の福祉の現場には教育の情報が入ってこない。教育と福祉の連携をもっと深める必要がある。仕組みを考えていく必要がある。

事務局：福祉と教育の連携は重要と認識。市町からの要望もある。発達支援ということで市町は途切れなくやっているが高等学校で支援がとまることがあると。きちんと地域で支援する。教育と福祉で連携して取り組んでいきたい。

委員:知り合いの障害のある人が定額給付 10 万円の申請の方法がわからないと言っていた。障害者にとってはもらえるとわかっているけど手続きがわからないことがあるので。家族がいればよいが、一人の場合は困っている人いる。

会長:大事なこと。10 万円はとても大きなお金。上手く手続きできない人への支援も合理的配慮としてやっていくべきでは。

事務局:各地域の相談事業所では気をつけるようにという国からの通知があり、市町に提供している。身近な相談機関が整っているかどうかは大きな課題だと認識。

会長:サービスつながっていない人への支援も課題だと思う。

委員:P 2 の⑦について「幼少期から」とすることが大事。資料 1-3 (当事者団体の意見) については有意義な意見たくさんある一方で、突飛な意見もみられている。「障害の有無がわかるようにバッジをつける」といった意見や「身体能力の調査すべき」といった意見。医学モデル的であり、共生や社会モデルの考え方浸透させていくべき。

【次期滋賀県障害者プランの骨子案について】

資料 2-1~2-3 について事務局説明

会長:資料 2-1 はきれいにまとめられている。あるべき姿、理念や目標が大切。目標を明確にしつつ現状を把握し、必要な地域課題、福祉の課題をふまえて、施策の大きな方向性をおくというパターン。次回はこれを踏まえた素案を議論する。次はやるべき施策が出てくるが、それを本当にやるための進行管理。例えばサービス等利用計画が増えればよいというものではなく、質の伴ったものでなければならない。質の担保が必要で、特に放課後デイ。増えているが個別の障害児のニーズにあった支援がされているのか。チェックの仕組みをどうしていくべきか考えていく必要がある。

委員:福祉の谷間をなくすための社会活動している。プランの谷間について。障害者プランの「共に育ち、学ぶ」ということが書いてあるが、私自身も聴覚障害者の子どもたちに足りないと感じること。データが足りない。コロナで大学に行けない場合、オンラインで手話が提供されないので授業を受けられない。オンライン学習はマイナスの面もある。難聴児の問題。意思疎通だけでなく教育、医療。オンライン診療について国で研究がはじまっているが第 4 次障害者計画において難聴児・その家族への支援が含まれている。県として

もどのように進めていくのか。ここには記載がないので。本気で考えないといけない。

会長：大きな問題を提起された。谷間の問題。権利条約で情報保障は基本的人権の基本。全体にかかってくるのが情報保障。もう一つは難聴児の支援。

事務局：難聴児支援については第2期障害児福祉計画の指針でも示されている。次期プランでは、すべての障害に必要なものについて横断的に書いて、特に障害種別で必要なものは個別に書き込んでいきたい。今のプランは障害種別、領域別に記載されているのでその部分を整理したい。

委員：プランは基本目標が大事なのはわかるが、あまりにきれいに書かれているなど感じる。例えばこことこの連携を図るなど書いてあるが、具体的にどこどこが協議すべきか。具体的な関わり方の問題を記載してはどうか。もっと当事者団体に対して求めることまで記載するとか。当事者もこういうこと考えていこう、こういう団体であればこういうことを求めるといふ部分まで記載してもらいたいと思う。お互いに役割を果たすような記載になるとよいと思う。

会長：障害の種別。専門の支援を生活の分野で分けている。それぞれの施策の柱の部分で、支援別、障害の分野別、関連機関別、次の素案で議論してほしい。

委員：実際のところは更に踏み込むと思うが、例えばどういう制度・仕組みがあるか分からない部分もあるのでそれぞれの段階で、それぞれの団体が考えてもらう。関係団体に責任をもってもらってところまで書いてもらってよいのではないかな。

事務局：今回は施策の方向性なので、これから具体的に書き込む。この計画は必ずしも行政が何をすべきか書き込むものではなく、様々な関係者にこういうことを求めるといふことも記載する計画であり、県民に対しても共生社会にむけて、何をすべきか分かってもらえるようなプランをしたい。

会長：大阪で差別の事例会議で医療現場での差別的事象は毎月発生するくらいであり、どこまでそれぞれの役割を求めるといふこの段階でそこまでのことを書き込むのは難しい。

委員：今回の骨子案について、知的障害の子をもつ両親がこれを、滋賀の福祉はこういう考え方しているのか。ずっと入れるのではないかなと思っている。細かい部分は更に検討してもらいたいと思うが、何も福祉のことが分からない人にとって分かりやすいのではないかなと思う。

委員：3点お話ししたい。①意思決定支援の重要性。コロナの影響を受ける人たちにとって生活支援の貸付事業は49億円になり、申請は約1万件。障害のある人にとっては非常に細かく申請が難しい。必要な人に本当に届くのか。誰がサポートすべきか。手立てがない。意思決定支援は専門職だけではない。合理的配慮と、様々な生活上のサポート。人材育成だけでなく、具体的な施策を描いていけるとよいと思う。

②みんなで取り組むとあるが、この状況下、みんなで取りこめるか。ひょっとするとバラバラの方向。ほっといたら一緒にやりにくい。滋賀のプランは何を打ち出していくのか。一緒にやるところを明確化する必要があるのでは。

③SDGs 掲げているが、滋賀では既に SDGs に掲げるような様々な取組を実践している。目標として掲げ「SDGs の達成に資する」という言葉は適してないのでは。

会長：県として SDDs に取り組んでいる。どう記載するのか検討を。もう一つは生活支援大変な状況。申し込み含めて大変。サポートしながら本人の意思決定をしていく。申込書一つとっても合理的配慮が必要な方がいる。具体的に踏み込める方向になればと考えている。みんなで取り組むことについては自分と我が家族を守ることで精一杯だと思う。試練の中にいるが、マイナスにせず、日本人の良いところ悪いところ見えたので、良いところを活かすいい計画にしていきたい。

委員：基本理念の「みんなでいっしょに働き、みんなとまちでいきる」の中に学びを入れるべきではないか。それに関連して資料2-2（プラン骨子案）のインクルーシブ教育のあるべき姿。ともに学ぶことを「可能な限り」としない。また、「インクルーシブ教育システム」という言葉。権利条約にも記載されているが、プランに入れるのはすぐわないと考えるので。詳しくは文書で出させてもらった。権利条約の権利委員会で解説文書出しているが、一般意見第4号で述べられているがシステム8回でくる。インクルーシブ教育が40数回でくるので条約に基づくプランであるならばインクルーシブ教育とするほうがすっきりすると思う。

会長：基本理念に学ぶを入れることについては、5つの視点できちんと「学ぶ」が入っているが大事なことなので検討を。

委員：精神障害の家族にとって8050問題。親なき後も最大の課題。居場所づくりが大きな問題であり、市単位で地域生活拠点があればよいなと思っている。なんとか実現を。

会長：高松市。5つに相談支援の仕組みと拠点の仕組みを組み合わせている。誰も取り残さない拠点の仕組みは大事なことで、是非とも滋賀でも強調してほしい。

委員：ともに暮らす。特に強度行動障害の暮らしの場が少ない。県外入所も含めて。医療的なアプローチの場がないという課題もあって2～3週間の医療的な介入あつてのつなぎ。びわこ学園での有目的入院ができなくなっていると聞いている。行動傷害のある人への医療的な支援は大きな課題。また、なかなか入所から地域移行が進まない。東近江でもあかねから地域移行の取組を進めているが、金銭的な部分でとまってしまうことがある。暮らしの場の体験がないとできない。昔は自立訓練事業があつた。骨子ではきれいに体制整備や人材確保とかいてあるが、滋賀県独自の取組を検討してほしい。

コロナ禍での新しい生活様式。3密避ける生活が言われているが福祉の現場では難しい。重度の人には特に難しい。新しい生活様式にそぐわない。そうした人への合理的配慮どうすべきかも課題。今だからこそしっかりとメッセージを出すべきではないか。

会長：とも暮らす部分。地域で暮らすという部分。達成率低いが県として人と金どうするか。少し踏み込んでほしいというところと、コロナも第3波くる。地域で暮らすための合理的配慮どうするか。大事なことなので頭に置きながら計画づくりをしてほしい。